

平成19年度定員審査について

平成18年11月2日
総務省行政管理局

○ 総人件費改革

- (1) 国の行政機関の定員・・・5年間で▲5.7%（約19,000人）以上の純減（行革推進法、定員純減閣議決定（H18.6.30））
- (2) 19年度は、総人件費改革の実質初年度として、政府・与党を挙げて取り組むことが必要。

○ 平成19年度定員審査を巡る状況

- (1) 5年▲5.7%の純減のうち、業務見直しによる約14,000人の純減の約8割実施予定時期が特定。
また、約2,900人（毎年約700人）については、配置転換の実施が必要。
（参考）
- ・ 政府管掌健康保険（▲2,000人程度）・・・平成20年度
 - ・ 森林管理（▲1,970人程度）、国立高度専門医療センター（▲5,600人程度）・・・平成22年度

(2) 各府省の19年度定員要求状況

増	員	定員合理化等	差	引
	7,649人	▲7,280人		369人

（注）配置転換に係る追加の純減要求（▲約700人）を含めると、要求段階から実質純減要求。

- (3) 今後、純減目標の達成に向けて、19年度においては、増員を厳しく精査し着実に純減を確保することが必要（18年度純減数▲1,502人）。その中で、メリハリのある定員配置を実現。

平成19年度定員要求について

行政機関名	平成19年度要求数				主な増員事項
	増員	定員合理化等		差引	
		定員合理化	業務の大胆かつ構造的な見直し		
内閣の機関	32	▲ 8	—	24	武力攻撃事態対処法等の実施体制の強化2、情報セキュリティ体制の抜本的強化7
内閣府	539	▲ 236	—	303	
内閣府本府	59	▲ 41	—	18	特命担当大臣サポート体制の強化8、安心で豊かな国民生活のための体制整備6、食品安全行政の推進体制整備5
宮内庁	10	▲ 16	—	▲ 6	長官官房官務課3
公正取引委員会	65	▲ 11	—	54	独占禁止法の執行力の強化のための体制整備54
国家公安委員会	210	▲ 150	—	60	FIU移管関連30、組織犯罪対策の推進65、国際テロや対日有害活動等への対策の推進41、安全・安心なまちづくりの推進48
金融庁	195	▲ 18	—	177	市場化監視機能の強化126、消費者保護施策等の推進28、郵政民営化への対応23
総務省	103	▲ 110	—	▲ 7	
総務省(公調委除く)	103	▲ 110	—	▲ 7	独立行政法人評価の充実・強化5、地方行財政改革の強力な推進6、誰もがICTを安全・安心に利活用できるための体制整備15
公害等調整委員会	0	0	—	0	
法務省	1368	▲ 931	▲ 1	436	治安関係1304(刑務所等712、出入国管理体制214、検察体制288、保護観察45、公安調査体制45)
外務省	312	▲ 280	—	32	国民の安全の確保と繁栄の促進38、アジア外交強化と望ましい国際環境の確保50、在外公館を中心とした外交力強化168
財務省	1426	▲ 1285	▲ 6	135	財務局105(うち安全・安心関係100)、税関255(うち治安関係233)、国税庁1053(うち税制改正に伴う執行体制の整備等358)
文部科学省	81	▲ 46	—	35	教育・文化立国の実現49、科学技術創造立国の実現25
厚生労働省	1672	▲ 1532	▲ 180	▲ 40	検疫所54、麻薬取締16、社会保険庁500(国民年金保険料の収納体制の強化)、職業安定165(刑務所出所者等の就労支援対策等)、労働基準78(アスベスト対策)
農林水産省	138	▲ 513	0	▲ 375	動植物検疫体制の充実強化24(植物防疫所12、動物検疫所12)、外国漁船取締体制の強化3(漁業調整事務所)、食の安全・安心の体制強化12
経済産業省	279	▲ 162	—	117	特許審査体制等152(うち任期付審査官100)、製品安全行政34
国土交通省	1259	▲ 1327	▲ 42	▲ 110	海上保安庁等の治安対策の充実強化340、建築物の安全性確保に資する体制の強化53、公共交通の安全確保体制の強化168、大規模災害対策等の体制の強化371
環境省	43	▲ 19	—	24	「もったいない」の心を踏まえた3Rの推進と不法投棄対策14、地球温暖化対策の加速化と「アジア環境行動パートナーシップ構想」の具体化5
防衛省	397	▲ 498	▲ 12	▲ 113	防衛政策・日米防衛協力等238、全省的な査察体制の整備34、調達業務の見直し25
計	7649	▲ 6947	▲ 241	461	
現業	0	▲ 92	0	▲ 92	
計	7649	▲ 7039	▲ 241	369	

(注) 1. 「増員」は、振替を含まない。
 2. 「業務の大胆かつ構造的な見直し」は、「国の行政機関の定員の純減について」(平成18年6月30日閣議決定)に基づき重点事項の純減(除く「厳格な定員管理」による減)又は独立行政法人等への移行に伴う新規減(▲1)を表す。
 3. 「防衛省」:防衛庁設置法等の一部を改正する法律案(防衛省移行法案)について、平成18年6月9日付け国会提出(継続審議)。